

マイポスト申込書および私書箱利用契約書

契約者様(以下、甲とする)と、マイポスト(以下、乙とする)の間で下記の通り契約したものとします。

(1) 契約期間は、甲からの入金確認後、甲の希望日より開始する。契約期間は利用開始日より2ヶ月間とする。継続又は更新

は入金確認で1ヶ月毎の自動継続、更新とし、本契約書の効力は継続する。

(2) 解約は、甲からの連絡で受付し解約希望日(利用開始日から1ヶ月未満)に乙がサービスを停止する。

(3) 乙が甲に連絡した際、連絡が取れなかった場合や入金の確認が取れなかった場合、又は当社のお客様として相応しくないと判断した場合、乙の判断でいつでも強制解約できる。

(4) 甲は、申し込み契約時に、初期費用として登録料(1万円)、基本料金(初回2カ月分)、転送送料保証金(=預かり金)を支払う。

(5) 受領荷物は記録の残る宅配便、レターパック500、書留等に限定します。記録の残らない一般郵便、レターパック350等の受領はできません。

・受領荷物手数料はは数の多少、大きさ問わず無料。月額基本料金に受取手数料は含まれます。

・荷物の転送送料は宅配便にて1件一律1000円。転送送料保証金より支払います。又、別途料金にてバイク便での手配も行います。

※基本料金(月額使用料)は、更新日前に請求します。

(6) 保証金は、解約又は強制解約の時、又はそれに相当する場合、甲又は乙は基本料金にあてる事ができる。

(7) 甲の都合による契約途中の解約、又は契約途中に発生した実費用の支払いが行われなかった場合は、いかなる事態に於いても乙は、甲への保証金等の返却を行わない。

(8) 甲の業務内容に違法の可能性がある場合、または違法性を認定された時、乙は該当契約を解除し、サービスを停止し、保証金の返却を行わない。

かつ、警察へ届け出る。

(9) 乙から甲に請求する場合は、電話にて連絡し、お支払いは当社指定の金融機関の口座に振り込む。

(10) 請求は基本的に開始日から1ヶ月後の毎月1回とする。乙に請求確認後原則的に翌日までに支払いをする。

(11) 転送送料保証金(預かり金)の返却は解約、又は強制解約の時に残金を乙は甲の指定する金融機関の口座に振り込む。

(12) 本契約の権利を甲及び乙は第三者に譲渡してはならない。但し令状を持参した官公庁の指示に対してはこの限りではない。

(13) 乙が提供するサービスは、すべて郵便物転送業であり、契約以外のトラブルに関しては、一切責任を負わない。甲、乙間は本契約のサービス利

用の目的は、違法なことで利用するものでないことを確認した。

(14) 乙は、甲との契約内容及び個人(法人)情報の漏洩に最新の注意をはらい管理監督するも、担当所轄の認定が行われな限り甲、又は第三者からの責任の追及や損害賠償には応じない。

お申込書

個人名

印

(法人利用の場合)法人名義

印

代表者名

住所

連絡先電話番号

利用目的

本人確認書類

免許証・保険証・会社登記簿・その他(

契約日 2014年 月 日から

備考 (何かありましたらご記入ください)

2013年 月 日

上記契約内容に同意し申し込みます

署名